



平成 29 年  
第 2 回 市 議 会 (定例会)

議 案

(議第 29 号～議第 41 号)

荒 尾 市



平成 2 9 年 第 2 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 2 9 号	専決処分について ( 荒尾市国民健康保険税条例の一部改正)	1
議第 3 0 号	専決処分について ( 荒尾市税条例の一部改正)	7
議第 3 1 号	専決処分について ( 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)	25
議第 3 2 号	荒尾子ども未来基金条例の制定について	33
議第 3 3 号	荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例の制定について	37
議第 3 4 号	荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正について	41
議第 3 5 号	荒尾市営住宅条例の一部改正について	47
議第 3 6 号	平成 2 9 年度荒尾市一般会計補正予算 ( 第 1 号)	51
議第 3 7 号	平成 2 9 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号)	135
議第 3 8 号	平成 2 9 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号)	147
議第 3 9 号	平成 2 9 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号)	171
議第 4 0 号	平成 2 9 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 1 号)	183
議第 4 1 号	平成 2 9 年度荒尾市病院事業会計補正予算 ( 第 1 号)	195



専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦



荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例

別紙添付





荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和４２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２号中「２６万５千円」を「２７万円」に改め、同条第３号中「４８万円」を「４９万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



専決処分について

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦



荒尾市税条例の一部を改正する条例の専決  
処分について

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付



## 荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定によ

り前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更



正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「<sup>あん</sup>按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。))が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められ

た場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「、3分の1」に改め、同条第2項及び第3項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」

を「附則第15条第32項第2号ロ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第14項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第44項」に、「4分の3」を「、2分の1」に改め、同条第15項中「3分の2」を「、3分の2」に改める。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽

自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回  
車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に  
限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分  
の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中  
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と  
する。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽  
自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回  
車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に  
限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分  
の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中  
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と  
する。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽  
自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第8  
2条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1  
日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け  
た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が  
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車  
両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、  
第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の  
軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪

以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に

記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の規定 公布の日

(2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

(3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の荒尾市税条例の規定中



個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、

又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを荒尾市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（荒尾市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条

例第 8 2 条及び新条例」を「荒尾市税条例第 8 2 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 8 2 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ)a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ)b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 2 1 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)aの項	第 2 号ア(ウ)a	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ)a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)bの項	第 2 号ア(ウ)b	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により

		読み替えて適用される 第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第6条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中荒尾市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

（荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の利用者負担等に関する条例の一  
部を改正する条例の専決処分について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の利用者負担等に関する条例の一  
部を改正する条例

別紙添付





荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の利用者負担等に関する条例の一  
部を改正する条例

第1条 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「、同法附則第5条第3項」を「及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項」に、「及び第5条の4の2第6項」を「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条」に改める。

別表第2備考4中「、同法附則第5条第3項」を「及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項」に、「及び第5条の4の2第6項」を「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条」に改める。

第2条 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「9, 900円」を「7, 900円」に改

め、同表備考3中「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改め、同表備考4中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」を「0円」に改める。

別表第2備考4中「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改め、備考6を次のように改める。

6 支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

- (1) 階層がB階層に該当する世帯に属する支給認定子ども 0円
- (2) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する世帯に属する支給認定子ども（年齢が3歳未満のものに限る。） 6,500円
- (3) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する世帯に属する支給認定子ども（年齢が3歳以上のものに限る。） 4,700円

別表第2中備考9を削り、備考8を備考9とし、備考7の次に次のように加える。

- 8 支給認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合における7の適用については、7(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。

別表第2中備考11を備考13とし、備考10を備考12とし、備考9の次に次のように加える。

- 10 支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合における9の適用については、9中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは「、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。

- 11 支給認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合における9の適用については、9(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(別表第1備考3及び別表第2備考4に係る部分を除く。)は、新条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育(以下「特定教育・保育等」という。)について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1備考3及び別表第2備考4の規定は、平成29年9月以後の月分の利用者負担額に係る所得割の額の算定について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額に係る所得割の額の算定については、なお従前の例による。



荒尾子ども未来基金条例の制定について

荒尾子ども未来基金条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾子ども未来基金条例

別紙添付

提案理由

子どもたちが地域の中で健やかに育ち、次世代を担う人材として成長することに資する事業を推進するために、基金を設置したいからである。



## 荒尾子ども未来基金条例

### (設置)

第1条 子どもたちが地域の中で健やかに育ち、次世代を担う人材として成長することに資する事業を推進するため、荒尾子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前条に規定する目的のための寄附金は、予算に計上して基金に積み立てるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等  
委員会条例の制定について

荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例を次のよ  
うに制定するものとする。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等  
委員会条例

別紙添付

提案理由

荒尾市障害者計画及び荒尾市障害福祉計画の策定等に関する委  
員会を設置したいからである。



荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等  
委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく荒尾市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく荒尾市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び変更並びに計画に定める事項の調査、分析及び評価（以下「策定等」という。）に必要な調査審議を行うため、荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は

委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正  
について

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改  
正する条例

別紙添付

提案理由

雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

荒尾市職員退職手当支給条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第9条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う

ことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定  
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定  
める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1  
する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規  
項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当  
定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業  
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促  
安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であ  
進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指  
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）  
導を行うことが適当であると認めたもの

」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 11 項  
第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日  
から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下こ  
の項及び次項において「新条例」という。）第 9 条第 10 項（第  
2 号に係る部分に限り、新条例附則第 9 項の規定により読み替え  
て適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した荒尾市  
職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項  
の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項におい  
て同じ。）であって荒尾市職員退職手当支給条例第 9 条第 1 項第  
2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減  
じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保  
険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけ  
るその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分  
の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の



施行の日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 9 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、荒尾市職員退職手当支給条例第 9 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。



荒尾市営住宅条例の一部改正について

荒尾市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

新生区団地市営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。



## 荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

荒尾市営住宅条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表荒尾市新生区団地市営住宅の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,211,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		274,998	400	275,398
	2 負担金	274,998	400	275,398
14 国庫支出金		4,310,330	14,827	4,325,157
	2 国庫補助金	969,351	14,827	984,178
15 県支出金		1,654,813	17,021	1,671,834
	2 県補助金	340,126	17,021	357,147
16 財産収入		132,638	15,498	148,136
	1 財産運用収入	77,581	15,498	93,079
17 寄附金		5,001	25,001	30,002
	1 寄附金	5,001	25,001	30,002
18 繰入金		339,664	317,789	657,453
	2 基金繰入金	195,129	317,789	512,918
20 諸収入		270,688	36,089	306,777
	5 受託事業収入	33,344	32	33,376
	6 雑入	157,261	36,057	193,318
21 市債		1,180,700	143,800	1,324,500
	1 市債	1,180,700	143,800	1,324,500
歳 入 合 計		20,641,000	570,425	21,211,425

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		195,766	8,669	204,435
	1 議会費	195,766	8,669	204,435
2 総務費		1,855,971	28,940	1,884,911
	1 総務管理費	1,384,299	2,416	1,386,715
	2 徴税費	292,273	2,480	294,753
	3 戸籍住民基本台帳費	120,040	18,788	138,828
	4 選挙費	21,312	472	21,784
	5 統計調査費	17,292	94	17,386
	6 監査委員費	20,755	4,690	25,445
3 民生費		10,101,350	30,021	10,131,371
	1 社会福祉費	5,072,832	23,785	5,096,617
	2 児童福祉費	3,459,957	4,476	3,464,433
	3 生活保護費	1,568,557	1,760	1,570,317
4 衛生費		2,421,172	92,694	2,513,866
	1 保健衛生費	451,034	50,028	501,062
	2 清掃費	1,264,396	42,666	1,307,062
6 農林水産業費		350,341	48,771	399,112
	1 農業費	241,054	24,562	265,616
	3 水産業費	22,864	24,209	47,073
7 商工費		298,546	9,882	308,428
	1 商工費	298,546	9,882	308,428
8 土木費		2,277,119	248,789	2,525,908
	1 土木管理費	79,626	10,436	90,062
	2 道路橋梁費	903,923	54,613	958,536
	3 河川費	2,943	80,000	82,943
	5 都市計画費	774,984	56,998	831,982
	6 住宅費	258,912	46,742	305,654
9 消防費		599,894	16,929	616,823
	1 消防費	599,894	16,929	616,823
10 教育費		885,547	85,730	971,277
	1 教育総務費	159,112	1,488	160,600
	2 小学校費	179,950	37,789	217,739
	3 中学校費	102,099	10,796	112,895
	4 社会教育費	150,833	11,801	162,634
	5 保健体育費	293,553	23,856	317,409
歳出合計		20,641,000	570,425	21,211,425

## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追加

事 項	期 間	限度額 (千円)
財務会計システム保守委託料	平成30年度 ～ 平成34年度	8,834
財務会計システムリース料	平成30年度 ～ 平成34年度	7,934
レジスター保守委託料	平成30年度 ～ 平成34年度	565

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
自然環境施設整備事業	千円 17,500	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えする ことができる。
河川事業	72,000			
国土保全対策事業	22,500			
自然災害防止事業	7,500			
消防・防災施設整備事業	15,000			
義務教育施設整備事業	9,300			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	274,998	400	275,398
14 国庫支出金	4,310,330	14,827	4,325,157
15 県支出金	1,654,813	17,021	1,671,834
16 財産収入	132,638	15,498	148,136
17 寄附金	5,001	25,001	30,002
18 繰入金	339,664	317,789	657,453
20 諸収入	270,688	36,089	306,777
21 市債	1,180,700	143,800	1,324,500
歳入合計	20,641,000	570,425	21,211,425





## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金  
(項) 2 負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金	274,998	400	275,398
2	負 担 金	274,998	400	275,398
2	2 民生費負担金	263,384	400	263,784
14	国庫支出金	4,310,330	14,827	4,325,157
2	国庫補助金	969,351	14,827	984,178
1	1 総務費国庫補助金	15,552	11,137	26,689
2	2 民生費国庫補助金	313,113	386	313,499
7	7 土木費国庫補助金	618,734	8,690	627,424
8	8 消防費国庫補助金国庫補助金	5,386	△5,386	0
15	県支出金	1,654,813	17,021	1,671,834
2	2 県補助金	340,126	17,021	357,147
1	1 総務費県補助金	6,102	900	7,002
2	2 民生費県補助金	226,436	379	226,815
3	3 衛生費県補助金	6,502	662	7,164
5	5 農林水産業費県補助金	85,644	10,270	95,914
7	7 土木費県補助金	5,208	4,810	10,018
16	財産収入	132,638	15,498	148,136
1	1 財産運用収入	77,581	15,498	93,079
4	4 私権収入	0	15,498	15,498
17	寄 附 金	5,001	25,001	30,002
1	1 寄 附 金	5,001	25,001	30,002
6	6 総務費寄附金	5,000	25,001	30,001
18	繰 入 金	339,664	317,789	657,453

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費負担金	400	1 一時預かり（一般型）保護者負担金	
1 総務費国庫補助金	11,137	1 地方創生推進交付金	
4 児童福祉費国庫補助金	372	1 子育て支援交付金	
6 障害者地域生活支援事業費国庫補助金	14	1 巡回相談支援事業費国庫補助金	
3 都市計画事業費国庫補助金	7,500	1 公園施設長寿命化対策支援事業交付金	
4 公営住宅費国庫補助金	1,190	1 社会資本整備総合交付金	
1 消防施設整備費国庫補助金	△5,386	1 消防施設整備費国庫補助金	
1 総務費補助金	900	1 総務費県補助金	
4 児童福祉費県補助金	372	1 一時預かり事業費県補助金	
7 障害者地域生活支援事業費県補助金	7	1 巡回相談支援事業費県補助金	
1 保健衛生費県補助金	662	1 母子保健事業費県補助金	632
		2 予防費県補助金	30
1 農業費県補助金	9,790	1 機構集積協力金県補助金	8,400
		2 機構集積支援事業費県補助金	1,390
3 水産業費県補助金	480	1 水産基盤整備交付金事業費県補助金	
6 住宅管理費県補助金	4,810	1 建築物管理費県補助金	
1 私権収入	15,498	1 不実施補償料	
1 総務費寄附金	25,001	1 総務費寄附金	25,001
		(1) ふるさと応援寄附金	(25,000)
		(2) 荒尾子ども未来基金寄附金	(1)

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 基金繰入金	195,129	317,789	512,918
	1 基金繰入金	195,129	317,789	512,918
20	諸 収 入	270,688	36,089	306,777
	5 受託事業収入	33,344	32	33,376
	4 農林水産業費受託事業収入	10	32	42
	6 雑 入	157,261	36,057	193,318
	4 雑 入	157,109	36,057	193,166
21	市 債	1,180,700	143,800	1,324,500
	1 市 債	1,180,700	143,800	1,324,500
	3 衛 生 債	0	17,500	17,500
	7 土 木 債	502,700	102,000	604,700
	8 消 防 債	0	15,000	15,000
	9 教 育 債	0	9,300	9,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1	基金繰入金	317,789	1 財政調整基金繰入金 316,129 2 ふるさと創生基金繰入金 1,660
1	農林水産業 費受託事業 収入	32	1 機構集積協力金交付事業受託事業収入
8	雑入	36,057	1 雑入（総務課） 4,561 2 雑入（教育振興課） 105 3 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 85 4 消防団員退職報償金 12,718 5 コミュニティ助成金 1,300 6 雑入（農林水産課） 201 7 広域空中写真撮影及び写真地図作成業務委託各市町負担金 17,087
4	自然環境施設整備事業債	17,500	1 自然環境施設整備事業債
8	河川事業債	72,000	1 河川事業債
10	国土保全対策事業債	22,500	1 国土保全対策事業債
11	自然災害防止事業債	7,500	1 自然災害防止事業債
1	消防・防災施設整備事業債	15,000	1 消防施設整備事業債
1	義務教育施設整備事業債	9,300	1 中学校施設整備事業債

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	195,766	8,669	204,435		8,669
1	議会費	195,766	8,669	204,435		8,669
1	1 議会費	195,766	8,669	204,435		8,669

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	4,491	1 議会事務局人件費	8,669
		一般職給	(4,491)
3 職員手当等	2,465	扶養手当	(216)
		住居手当	(21)
4 共 済 費	1,713	通勤手当	(112)
		時間外手当	(41)
		管理職手当	(48)
		期末勤勉手当	(1,907)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(1,715)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	1,855,971	28,940	1,884,911	26,333	2,607
			総務管理費	1,384,299	2,416	1,386,715	9,246	△6,830
			一般管理費	882,669	△75,144	807,525	その他 7,046	△82,190

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△62,111	1 一般管理費（秘書広報課臨時及び非常勤職員雇用）	△1,817
3 職員手当等	△6,931	健康労働保険料	(△235)
4 共 済 費	△12,455	賃金	(△1,582)
7 賃 金	△463	2 一般管理費（総務課）	2,485
9 旅 費	390	補償金	(2,485)
11 需 用 費	50	3 人事管理費	1,350
12 役 務 費	162	普通旅費	(291)
13 委 託 料	2,670	借上料	(1,059)
14 使用料及び 賃借料	1,059	4 人材育成推進事業費	647
22 補償、補填 及び賠償金	2,485	普通旅費	(20)
		消耗品費	(50)
		郵便料	(162)
		その他委託料	(415)
		職員研修委託料	(415)
		5 職員福利厚生費	311
		その他委託料	(311)
		メンタルヘルス相談業務委託料	(311)
		6 情報公開・個人情報保護・行政不服審査制度対応整備事業費	1,944
		その他委託料	(1,944)
		情報公開制度対応整備支援委託料	(1,944)
		7 政策企画課人件費（臨時及び非常勤職員雇用）	1,283
		健康労働保険料	(164)
		賃金	(1,119)
		8 災害支援費	79
		普通旅費	(79)
		9 秘書広報課人件費	△2,708
		一般職給	(△544)
		扶養手当	(△996)
		住居手当	(△324)
		通勤手当	(10)
		時間外手当	(436)
		管理職手当	(△84)
		期末勤勉手当	(△983)
		児童手当	(△200)
		共済組合負担金	(△25)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
		健康労働保険料	(4)
		10 特別職人件費	△1,561
		通勤手当	(38)
		期末手当	(△1,478)
		共済組合負担金	(△120)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		11 総務課人件費	△120,991
		一般職給	(△83,281)
		扶養手当	(△348)
		地域手当	(383)
		住居手当	(540)
		通勤手当	(△2,209)
		時間外手当	(1,422)

(款) 2 総務費  
 (項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		期末勤勉手当	(△16, 129)
		児童手当	(△780)
		共済組合負担金	(△19, 730)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		健康労働保険料	(△858)
		12 政策企画課人件費	△2, 651
		一般職給	(△3, 949)
		扶養手当	(△477)
		住居手当	(74)
		通勤手当	(14)
		時間外手当	(2, 731)
		期末勤勉手当	(△343)
		児童手当	(△100)
		共済組合負担金	(△598)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△3)
		13 財政課人件費	91
		一般職給	(62)
		扶養手当	(△246)
		住居手当	(306)
		通勤手当	(△74)
		時間外手当	(230)
		期末勤勉手当	(△33)
		児童手当	(△440)
		共済組合負担金	(287)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		14 情報推進室人件費	4, 387
		一般職給	(2, 369)
		通勤手当	(24)
		時間外手当	(189)
		期末勤勉手当	(944)
		共済組合負担金	(862)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		15 ぐらしいきいき課人件費	7, 390
		一般職給	(4, 020)
		扶養手当	(△68)
		住居手当	(288)
		通勤手当	(74)
		時間外手当	(65)
		期末勤勉手当	(1, 182)
		児童手当	(375)
		共済組合負担金	(1, 457)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△3)
		16 会計課人件費	9, 950
		一般職給	(4, 488)
		扶養手当	(912)
		通勤手当	(26)
		時間外手当	(16)
		期末勤勉手当	(2, 227)
		児童手当	(480)
		共済組合負担金	(1, 781)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		健康労働保険料	(21)
		17 契約検査室人件費	5, 557

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	財政管理費	9,237	6,102	15,339		6,102	
4	会計管理費	2,065	630	2,695		630	
5	財産管理費	59,347	12,086	71,433		12,086	
6	基金費	0	10,000	10,000		10,000	
7	企画費	153,704	27,685	181,389	県支出金 900 その他 1,300	25,485	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		一般職給	(4,006)
		扶養手当	(△312)
		住居手当	(△30)
		通勤手当	(85)
		期末勤勉手当	(931)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(1,118)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		18 公共施設マネジメント推進室人件費	9,978
		一般職給	(5,800)
		扶養手当	(189)
		住居手当	(221)
		通勤手当	(38)
		時間外手当	(207)
		期末勤勉手当	(1,577)
		児童手当	(80)
		共済組合負担金	(1,866)
		19 災害支援費（人件費）	317
		時間外手当	(317)
		20 空家対策推進室人件費	8,815
		一般職給	(4,918)
		扶養手当	(360)
		通勤手当	(76)
		時間外手当	(124)
		期末勤勉手当	(1,332)
		児童手当	(440)
		共済組合負担金	(1,565)
13 委 託 料	6,102	1 財政管理費	6,102
		その他委託料	(6,102)
		財務会計システム更新委託料	(6,102)
13 委 託 料	630	1 会計システム改定事業費	630
		その他委託料	(630)
		会計課運用新システム構築委託料	(500)
		会計課運用新システム保守委託料	(130)
15 工事請負費	12,086	1 庁舎施設改修費	12,086
		工事請負費	(12,086)
25 積 立 金	10,000	1 基金費（財政課）	10,000
		積立金	(10,000)
		荒尾子ども未来基金積立金	(10,000)
1 報 酬	647	1 国際交流促進事業費	980
		食糧費	(50)
8 報 償 費	10,226	補助金	(930)
		日中友好促進会議運営補助金	(180)

(款) 2 総務費  
 (項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		9	文化振興費	137,668	18,686	156,354		18,686

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
9 旅 費	1,300	訪日団受入経費補助金	(600)
		国際交流推進事業補助金	(150)
11 需用費	1,176	2 行政改革推進費	260
		非常勤職員報酬	(218)
12 役務費	2,014	普通旅費	(38)
		食糧費	(4)
13 委託料	4,111	3 コミュニティ助成事業費	1,300
		補助金	(1,300)
14 使用料及び賃借料	480	コミュニティ助成事業助成金	(1,300)
		4 市民応援事業費	62
		非常勤職員報酬	(30)
18 備品購入費	4,301	報償金	(6)
		記念品賞品	(24)
19 負担金、補助及び交付金	3,430	普通旅費	(△37)
		その他委託料	(39)
		F Mたんと2時間特別番組放送委託料	(39)
		5 情報化対策推進事業費	4,350
		その他委託料	(172)
		教育系クラウド型グループウェア導入委託料	(172)
		備品購入費	(4,178)
		6 結婚新生活支援事業費	1,200
		補助金	(1,200)
		結婚新生活支援事業補助金	(1,200)
		7 ふるさと応援寄附金推進費	14,586
		記念品賞品	(10,196)
		手数料	(10)
		その他委託料	(3,900)
		ふるさと応援寄附金返礼業務委託料	(3,900)
		使用料	(480)
		8 公共施設マネジメント事業費	632
		普通旅費	(33)
		消耗品費	(570)
		備品購入費	(29)
		9 荒尾市民病院建設推進費	2,723
		普通旅費	(958)
		消耗品費	(181)
		郵便料	(1,584)
		10 メディア交流館施設改修費	94
		備品購入費	(94)
		11 定住情報発信事業費	346
		普通旅費	(300)
		消耗品費	(30)
		郵便料	(8)
		通信運搬費	(8)
		12 総合計画推進事業費	1,152
		委員報酬	(399)
		費用弁償	(8)
		食糧費	(9)
		印刷製本費	(332)
		郵便料	(404)
13 委託料	3,996	1 荒尾総合文化センター施設改修費	14,690

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	13	男女共同参画推進費	16,432	1,004	17,436		1,004
	16	防犯対策費	5,182	1,367	6,549		1,367

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	14,690	工事請負費	(14,690)
		2 子ども科学館改修事業費	3,996
		その他委託料	(3,996)
		子ども科学館リニューアル計画策定業務委託料	(3,996)
2 給 料	294	1 男女共同参画女性相談員設置事業費	401
		その他委託料	(401)
3 職員手当等	85	女性相談員委託料	(401)
4 共 済 費	224	2 男女共同参画推進室人件費	603
		一般職給	(294)
		通勤手当	(18)
13 委 託 料	401	時間外手当	(△50)
		期末勤勉手当	(117)
		共済組合負担金	(225)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
11 需 用 費	6	1 地域防犯施設整備事業費	1,367
		電気料	(6)
13 委 託 料	1,361	その他委託料	(1,361)
		防犯カメラ設置委託料	(1,361)

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	292,273	2,480	294,753	17,087	△14,607
1	税務総務費	198,576	△14,855	183,721		△14,855
2	賦課徴収費	93,697	17,335	111,032	その他 17,087	248

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△8,419	1 税務総務費（税務課人件費）	△11,481
3 職員手当等	△4,242	一般職給	(△6,202)
4 共 済 費	△2,194	扶養手当	(△162)
		住居手当	(△363)
		通勤手当	(△37)
		時間外手当	(262)
		期末勤勉手当	(△3,081)
		児童手当	(△165)
		共済組合負担金	(△1,732)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		2 税務総務費（収納課人件費）	△3,374
		一般職給	(△2,217)
		扶養手当	(△120)
		住居手当	(324)
		通勤手当	(96)
		特殊勤務手当	(72)
		期末勤勉手当	(△1,128)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(△442)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△19)
1 報 酬	904	1 航空写真撮影業務事業費	15,910
4 共 済 費	151	その他委託料	(15,910)
8 報 償 費	370	航空写真撮影及び写真地図作成業務委託料	(15,910)
13 委 託 料	15,910	2 市税等の収納向上強化対策事業費	1,055
		非常勤職員報酬	(904)
		健康労働保険料	(151)
		3 市税等の口座振替促進事業費	370
		記念品賞品	(370)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	120,040	18,788	138,828		18,788
1	戸籍住民基本台帳費	120,040	18,788	138,828		18,788

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	51	1 市民サービスセンター（人件費）	7,883
2 給料	10,433	一般職給	(5,045)
3 職員手当等	2,898	通勤手当	(94)
4 共済費	3,622	時間外手当	(23)
11 需用費	5	期末勤勉手当	(1,277)
18 備品購入費	1,779	共済組合負担金	(1,445)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		2 戸籍住民基本台帳費（臨時及び非常勤職員雇用）	305
		非常勤職員報酬	(51)
		健康労働保険料	(254)
		3 窓口整備事業費	1,784
		消耗品費	(5)
		備品購入費	(1,779)
		4 戸籍住民基本台帳費（人件費）	8,816
		一般職給	(5,388)
		扶養手当	(△192)
		住居手当	(318)
		通勤手当	(149)
		時間外手当	(42)
		期末勤勉手当	(1,247)
		児童手当	(△60)
		共済組合負担金	(1,925)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	21,312	472	21,784		472
	1 選挙管理委員会費	21,094	472	21,566		472

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△25	1 選挙管理委員会費 (人件費)	472
		一般職給	(△25)
3 職員手当等	235	扶養手当	(△36)
		住居手当	(264)
4 共 済 費	262	時間外手当	(24)
		期末勤勉手当	(△17)
		共済組合負担金	(262)

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	17,292	94	17,386		94
1	統計調査総務費	14,948	94	15,042		94

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	5	1 統計調査総務費 (人件費) 94
3 職員手当等	2	一般職給 (5)
4 共済費	87	期末勤勉手当 (2)
		共済組合負担金 (87)

(款) 2 総務費  
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	20,755	4,690	25,445		4,690
	1 監査委員費	20,755	4,690	25,445		4,690

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	2,986	1 監査委員費（人件費）	4,690
		一般職給	(2,986)
3 職員手当等	864	扶養手当	(243)
		通勤手当	(24)
4 共 済 費	840	期末勤勉手当	(597)
		共済組合負担金	(840)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,101,350	30,021	10,131,371	1,165	28,856
1 社会福祉費	5,072,832	23,785	5,096,617	21	23,764
1 社会福祉総務費	1,963,454	19,813	1,983,267	国庫補助金 2,892	16,921
6 人権啓発推進費	18,438	8,682	27,120		8,682
7 人権啓発センター費	13,040	59	13,099		59
8 国民年金費	12,658	△3,725	8,933	国庫補助金 △2,892	△833
15 障害者地域生活支援事業費	53,284	28	53,312	国庫補助金 14 県支出金 7	7

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△577	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	4,779 (4,779)
3 職員手当等	173	国民健康保険特別会計繰出金	(4,779)
4 共済費	539	2 介護保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	△601 (△601)
19 負担金、補助及び交付金	15,500	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金	(△601)
28 繰出金	4,178	3 社会福祉協議会運営補助費 補助金	15,500 (15,500)
		社会福祉協議会運営費補助金	(15,500)
		4 社会福祉総務費(福祉課人件費)	79
		一般職給	(△577)
		扶養手当	(468)
		住居手当	(△570)
		通勤手当	(120)
		期末勤勉手当	(△45)
		児童手当	(200)
		共済組合負担金	(505)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△22)
		5 社会福祉総務費(健康生活課人件費)	56
		共済組合負担金	(56)
2 給料	4,711	1 人件費(人権啓発推進室) 一般職給	8,682 (4,711)
3 職員手当等	2,254	扶養手当	(276)
4 共済費	1,717	通勤手当	(24)
		時間外手当	(37)
		期末勤勉手当	(1,917)
		共済組合負担金	(1,718)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
3 職員手当等	21	1 人権啓発センター運営管理費(人件費)	59
4 共済費	38	時間外手当	(21)
		共済組合負担金	(38)
2 給料	△1,471	1 国民年金費(人件費) 一般職給	△3,725 (△1,471)
3 職員手当等	△1,622	扶養手当	(△192)
4 共済費	△632	住居手当	(△324)
		通勤手当	(70)
		期末勤勉手当	(△891)
		児童手当	(△285)
		共済組合負担金	(△632)
4 共済費	28	1 巡回相談支援事業費(給与費)(幼児支援分)	28
		共済組合負担金	(29)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	16	後期高齢者 医療費	1,077,434	△1,072	1,076,362		△1,072

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
28 繰 出 金	△1,072	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	△1,072 (△1,072) (△1,072)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,459,957	4,476	3,464,433	1,144	3,332
1	児童福祉総務費	745,394	967	746,361		967
5	清里保育園費	90,543	3,509	94,052	国庫補助金 372 県支出金 372 その他 400	2,365

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	378	1 児童福祉総務費 (人件費)	893
3 職員手当等	163	一般職給	(378)
4 共 済 費	426	扶養手当	(△354)
		住居手当	(29)
		通勤手当	(74)
		時間外手当	(311)
		期末勤勉手当	(72)
		児童手当	(△20)
		共済組合負担金	(403)
		2 児童手当費 (人件費)	74
		時間外手当	(51)
		共済組合負担金	(23)
1 報 酬	3,504	1 清里保育園管理費	0
3 職員手当等	△69	非常勤職員報酬	(1,988)
4 共 済 費	623	賃金	(△1,988)
7 賃 金	△575	2 保育士確保対策事業費	1,648
9 旅 費	6	健康労働保険料	(229)
11 需 用 費	20	賃金	(1,413)
		普通旅費	(6)
		3 一時預かり事業費 (一般型)	1,536
		非常勤職員報酬	(1,516)
		修繕費	(20)
		4 清里保育園費 (人件費)	325
		時間外手当	(△69)
		共済組合負担金	(400)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△6)

(款) 3 民生費  
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,568,557	1,760	1,570,317		1,760
	1 生活保護総務費	86,008	1,760	87,768		1,760

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	1,230	1 生活保護総務費（人件費）	1,760
3 職員手当等	△88	一般職給	(1,230)
4 共済費	618	扶養手当	(72)
		住居手当	(△12)
		通勤手当	(△221)
		時間外手当	(96)
		期末勤勉手当	(△98)
		児童手当	(75)
		共済組合負担金	(635)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△17)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	2,421,172	92,694	2,513,866	18,247	74,447
1 保健衛生費	451,034	50,028	501,062	18,162	31,866
1 保健衛生総務費	127,243	15,392	142,635		15,392
3 予防費	210,869	13,428	224,297	県支出金 662	12,766
5 公害対策費	21,808	20,705	42,513	地方債 17,500	3,205
10 保健事業費	46,070	503	46,573		503

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	9,809	1 衛生総務費（人件費）	8,993
		一般職給	(6,157)
3 職員手当等	2,344	通勤手当	(172)
		時間外手当	(9)
4 共 済 費	3,239	期末勤勉手当	(1,000)
		共済組合負担金	(1,657)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		健康労働保険料	(△1)
		2 保健総務費（人件費）	6,351
		一般職給	(3,652)
		扶養手当	(△192)
		通勤手当	(△71)
		時間外手当	(330)
		期末勤勉手当	(1,096)
		共済組合負担金	(1,539)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△3)
		3 保健総務費（健康生活課任期付職員人件費）	48
		共済組合負担金	(48)
11 需 用 費	76	1 市町村母子保健事業費	1,349
		印刷製本費	(76)
12 役 務 費	24	郵便料	(5)
		その他委託料	(1,261)
13 委 託 料	1,261	妊婦健診委託料	(681)
		妊婦歯科健康診査委託料	(580)
19 負担金、補助及び交付金	12,060	扶助費	(7)
		2 任意予防接種助成事業費	12,079
		郵便料	(19)
		補助金	(12,060)
20 扶 助 費	7	インフルエンザ予防接種助成費	(12,000)
		風しん予防接種助成費	(60)
3 職員手当等	98	1 ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	597
		普通旅費	(150)
4 共 済 費	81	補助金	(447)
		ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金	(447)
9 旅 費	150	2 荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)関連事業費	19,929
		その他委託料	(454)
13 委 託 料	454	荒尾干潟水鳥・湿地センター駐車場用地測量委託料	(454)
		工事請負費	(19,475)
15 工事請負費	19,475	3 公害対策費（人件費）	179
		時間外手当	(98)
19 負担金、補助及び交付金	447	共済組合負担金	(82)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

(款) 4 衛生費  
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	187	1 健康あらし強化事業費	503	
8 報償費	139	非常勤職員報酬	(187)	
9 旅費	22	報償金	(139)	
11 需用費	111	費用弁償	(5)	
14 使用料及び 賃借料	14	普通旅費	(17)	
18 備品購入費	10	消耗品費	(5)	
19 負担金、補助及び交付 金	20	食糧費	(6)	
		印刷製本費	(100)	
		使用料	(14)	
		図書購入費	(10)	
		各種負担金	(20)	
		健康運動実践指導者負担金	(20)	

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	清 掃 費	1,264,396	42,666	1,307,062	85	42,581
	1	清掃総務費	44,735	11,464	56,199		11,464
	2	塵芥処理費	926,514	26,428	952,942	その他 85	26,343
	3	し尿処理費	293,147	4,774	297,921		4,774

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	5,428	1 清掃総務費（人件費）	11,301
3 職員手当等	3,590	一般職給	(5,428)
4 共済費	2,283	扶養手当	(528)
11 需用費	98	住居手当	(324)
18 備品購入費	65	通勤手当	(△288)
		時間外手当	(533)
		期末勤勉手当	(2,043)
		児童手当	(450)
		共済組合負担金	(2,283)
		2 ごみ減量化推進事業費	163
		印刷製本費	(98)
		備品購入費	(65)
2 給料	14,125	1 塵芥処理費	6,434
3 職員手当等	2,230	健康労働保険料	(874)
4 共済費	4,513	賃金	(5,560)
7 賃金	5,560	2 RDFセンター費（人件費）	85
		時間外手当	(36)
		共済組合負担金	(49)
		3 塵芥処理費（人件費）	19,909
		一般職給	(14,125)
		扶養手当	(△156)
		通勤手当	(173)
		時間外手当	(△282)
		期末勤勉手当	(2,459)
		共済組合負担金	(2,780)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
		健康労働保険料	(812)
2 給料	3,105	1 し尿処理費（人件費）	4,774
3 職員手当等	682	一般職給	(3,105)
4 共済費	987	時間外手当	(100)
		期末勤勉手当	(582)
		共済組合負担金	(988)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		350,341	48,771	399,112	23,300	25,471
1	農業費	241,054	24,562	265,616	11,683	12,879
	1 農業委員会費	41,543	2,002	43,545	県支出金 1,390	612
	2 農業総務費	53,388	834	54,222		834
	3 農業振興費	34,825	19,619	54,444	県支出金 8,400 その他 1,893	9,326
	7 耕地費	78,417	2,107	80,524		2,107

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	36	1 機構集積支援事業費	1,469
		健康労働保険料	(203)
3 職員手当等	183	賃金	(1,266)
		2 農業委員会費（人件費）	533
4 共 済 費	517	一般職給	(36)
		扶養手当	(432)
7 賃 金	1,266	住居手当	(△294)
		通勤手当	(△62)
		期末勤勉手当	(107)
		共済組合負担金	(315)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
2 給 料	△338	1 農業総務費（農林水産課人件費）	834
		一般職給	(△338)
3 職員手当等	886	扶養手当	(288)
		通勤手当	(59)
4 共 済 費	286	時間外手当	(460)
		期末勤勉手当	(△341)
		児童手当	(420)
		共済組合負担金	(288)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
9 旅 費	10	1 機構集積協力金交付事業費	8,432
		手数料	(32)
12 役 務 費	32	補助金	(8,400)
		地域集積協力金	(8,400)
13 委 託 料	9,326	2 経営構造対策事業費（経営体育成交付金）	201
		返還金	(201)
19 負担金、補助及び交付金	10,050	3 農業産地確立促進事業費	760
		普通旅費	(10)
		補助金	(750)
		オリーブ普及支援事業補助金	(750)
23 償還金、利子及び割引料	201	4 あらおブランド推進事業費	900
		補助金	(900)
		荒尾ラムサールブランド推進事業補助金	(900)
		5 特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	9,326
		その他委託料	(9,326)
		荒尾市「道の駅」基礎調査等業務委託料	(9,326)
2 給 料	265	1 耕地費	498
		各種負担金	(498)
3 職員手当等	308	玉名平野湛水防除促進期成会負担金	(498)
		2 土地改良施設維持管理適正化事業費	830
4 共 済 費	206	各種負担金	(830)
		浦川排水機場補修負担金	(830)

(款) 6 農林水産業費  
 (項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	1,328	3 耕地費（人件費） 一般職給 扶養手当 通勤手当 期末勤勉手当 共済組合負担金	779 (265) (△42) (264) (86) (206)

(款) 6 農林水産業費  
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	22,864	24,209	47,073	11,617	12,592
1	水産業総務費	6,743	39	6,782		39
2	水産業振興費	16,121	24,170	40,291	国庫補助金 11,137 県支出金 480	12,553

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	39	1 水産業総務費（人件費） 39 共済組合負担金 (40) 地方公務員災害補償基金負担金 (△1)
13 委 託 料	22,275	1 水産業振興費 1,415 各種負担金 (1,415)
19 負担金、補助及び交付金	1,895	熊本県漁業協同組合連合会水産製品流通施設新築工事負担金 (1,415) 2 水産資源回復・基盤整備交付金事業費 480 補助金 (480) 水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分）補助金 (480) 3 産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費 22,275 その他委託料 (22,275) 有明海活性化対策業務委託料 (19,990) 観光ガイド育成業務委託料 (2,285)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		298,546	9,882	308,428		9,882
1	商工費	298,546	9,882	308,428		9,882
	1 商工総務費	97,215	△3,327	93,888		△3,327
	2 商工振興費	85,257	3,531	88,788		3,531
	4 観光費	84,271	9,678	93,949		9,678

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,749	1 商工総務費（産休・育休代替職員雇用） 健康労働保険料 賃金
3 職員手当等	△1,272	2 産業振興課人件費 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当 児童手当 共済組合負担金 地方公務員災害補償基金負担金
4 共 済 費	△468	
7 賃 金	1,162	
		1,358 (196) (1,162) △4,685 (△2,749) (36) (307) (63) (△1,918) (240) (△661) (△3)
11 需 用 費	3,531	1 起業家支援センター施設改修費 修繕費
		3,531 (3,531)
8 報 償 費	320	1 観光施設改修費 修繕費
9 旅 費	215	2 荒尾市おもてなし向上事業費 補助金
11 需 用 費	750	観光ガイドサービス提供事業補助金
12 役 務 費	60	3 世界文化遺産保存活用推進事業費 報償金 費用弁償
13 委 託 料	8,038	食糧費 保険料
14 使用料及び 賃借料	50	その他委託料 広告媒体作成委託料 世界遺産シンポジウム運営管理委託料
19 負担金、補 助及び交付 金	245	借上料 4 世界遺産登録に伴う集客増対応事業費 その他委託料 万田坑休業等告知看板制作委託料 5 万田坑世界遺産登録記念事業費 その他委託料 万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料
		749 (749) 245 (245) (245) 1,744 (320) (215) (1) (60) (1,098) (100) (998) (50) 460 (460) (460) 6,480 (6,480) (6,480)

(款) 8 土木費  
 (項) 1 土木管理費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,277,119	248,789	2,525,908	115,500	133,289
1	土木管理費	79,626	10,436	90,062		10,436
	1 土木総務費	79,626	10,436	90,062		10,436

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△262	1 法定外公共物施設改修費	9,500
		工事請負費	(9,500)
3 職員手当等	778	2 土木総務費（土木課人件費）	△188
		一般職給	(△262)
4 共済費	420	扶養手当	(120)
		通勤手当	(27)
15 工事請負費	9,500	時間外手当	(58)
		期末勤勉手当	(△66)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(176)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		3 土木総務費（建築住宅課人件費）	1,124
		時間外手当	(879)
		共済組合負担金	(245)

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	903,923	54,613	958,536		54,613
	2	道路維持費	100,053	46,689	146,742		46,689
	3	道路新設改良費	789,934	7,924	797,858		7,924

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	2,320	1 道路施設改修費	34,500
		工事請負費	(34,500)
3 職員手当等	△409	2 道路維持費（人件費）	2,689
		一般職給	(2,320)
4 共済費	778	扶養手当	(△96)
		住居手当	(△81)
15 工事請負費	44,000	通勤手当	(△61)
		時間外手当	(△86)
		期末勤勉手当	(110)
		児童手当	(△195)
		共済組合負担金	(779)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		3 集落道路改良事業費	9,500
		工事請負費	(9,500)
2 給料	△1,830	1 道路改良単独事業費	6,348
		工事施工に伴う委託料	(5,348)
3 職員手当等	△894	補償金	(1,000)
		2 外磯水島線交差点改良事業費	4,892
4 共済費	△592	その他委託料	(4,892)
		外磯水島線交差点設計業務委託料	(4,218)
13 委託料	10,240	外磯水島交差点設計に伴う用地測量委託料	(674)
		3 道路新設改良事業費（人件費）	△3,316
22 補償、補填及び賠償金	1,000	一般職給	(△1,830)
		扶養手当	(△402)
		住居手当	(324)
		通勤手当	(△27)
		時間外手当	(△2)
		期末勤勉手当	(△907)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(△591)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

(款) 8 土木費  
(項) 3 河川費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	河川費	2,943	80,000	82,943	72,000	8,000
	1 河川総務費	2,943	80,000	82,943	地方債 72,000	8,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	80,000	1 川登川護岸整備事業費 工事請負費	80,000 (80,000)

(款) 8 土木費  
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	774,984	56,998	831,982	37,500	19,498
1	都市計画総務費	421,645	△1,040	420,605		△1,040
2	土地区画整理費	329,794	6,162	335,956		6,162
4	都市下水路費	6,200	32,500	38,700	地方債 30,000	2,500
5	公園緑地費	14,008	19,376	33,384	国庫補助金 7,500	11,876

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△554	1 都市計画総務費 (人件費)	△1,040
3 職員手当等	△419	一般職給	(△554)
4 共 済 費	△67	扶養手当	(△24)
		住居手当	(12)
		通勤手当	(△18)
		期末勤勉手当	(△524)
		児童手当	(135)
		共済組合負担金	(△66)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
28 繰 出 金	6,162	1 南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	6,162
		特別会計繰出金	(6,162)
		南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	(6,162)
15 工事請負費	32,500	1 一般排水路施設改修費	32,500
		工事請負費	(32,500)
13 委 託 料	16,242	1 長寿命化計画策定費	15,000
15 工事請負費	3,134	その他委託料	(15,000)
		測量調査業務委託料	(15,000)
		2 公園整備事業費	4,376
		工事施工に伴う委託料	(1,242)
		工事請負費	(3,134)

(款) 8 土木費  
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	258,912	46,742	305,654	6,000	40,742
	1 住宅管理費	258,912	46,742	305,654	国庫補助金 1,190 県支出金 4,810	40,742

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	39	1 住宅施設改修費	41,600
		工事請負費	(41,600)
3 職員手当等	813	2 住宅・建築物安全ストック形成事業費	4,000
		補助金	(4,000)
4 共 済 費	290	戸建木造住宅建替工事補助金	(3,000)
		戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金	(1,000)
15 工事請負費	41,600	3 住宅総務費（人件費）	1,142
		一般職給	(39)
19 負担金、補助及び交付金	4,000	扶養手当	(468)
		時間外手当	(209)
		期末勤勉手当	(116)
		児童手当	(20)
		共済組合負担金	(290)

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	599,894	16,929	616,823	22,332	△5,403
	1 消 防 費	599,894	16,929	616,823	22,332	△5,403
	2 非常備消防費	53,081	16,018	69,099	その他 12,718	3,300
	3 消防施設費	20,298	162	20,460	国庫補助金 △5,386 地方債 15,000	△9,452
	4 水 防 費	428	59	487		59
	5 災害対策費	8,034	690	8,724		690

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	269	1 消防団員費 12,718 報償金 (12,718)
4 共 済 費	57	2 消防団施設改修費 2,777 修繕費 (2,431)
8 報 償 費	12,718	その他委託料 (346) 格納庫水道新設委託料 (346)
11 需 用 費	2,628	3 消防団活性化事業費 197 印刷製本費 (197)
13 委 託 料	346	4 消防団員費（人件費） 326 時間外手当 (269) 共済組合負担金 (57)
13 委 託 料	162	1 消防施設新設費 162 その他委託料 (162) 消防施設用地分筆測量業務委託料 (162)
3 職員手当等	59	1 水防費（土木課人件費） 59 時間外手当 (59)
3 職員手当等	634	1 防災対策事業費 56 その他委託料 (56)
13 委 託 料	56	サイレン制御設備サイレン設定変更委託料 (56) 2 災害対策費（人件費） 634 時間外手当 (609) 宿日直手当 (25)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		885,547	85,730	971,277	9,405	76,325
1	教育総務費	159,112	1,488	160,600		1,488
2	事務局費	154,449	1,488	155,937		1,488

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	報酬	△503	1 語学指導外国青年招致事業費	317
			非常勤職員報酬	(△503)
2	給料	613	健康労働保険料	(△155)
			報償金	(80)
3	職員手当等	124	費用弁償	(560)
			消耗品費	(10)
4	共済費	279	各種負担金	(325)
			招致旅費負担金	(320)
8	報償費	80	J E T 傷害保険負担金	(5)
9	旅費	560	2 教育振興課管理費 (人件費)	1,102
			一般職給	(613)
			扶養手当	(288)
11	需用費	10	住居手当	(△527)
			通勤手当	(268)
19	負担金、補助及び交付金	325	時間外手当	(285)
			管理職手当	(△300)
			期末勤勉手当	(110)
			共済組合負担金	(365)
			3 教育長人件費	69
			共済組合負担金	(69)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	179,950	37,789	217,739		37,789
1	小学校管理費	122,011	28,666	150,677		28,666
2	教育振興費	57,939	9,123	67,062		9,123

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	△10	1 小学校施設改修費 28,676 手数料 (4,500)
12 役 務 費	4,500	工事請負費 (24,176)
15 工事請負費	24,176	2 小学校管理費（人件費） △10 共済組合負担金 (△10)
1 報 酬	6,362	1 小学校振興費 1,998 その他委託料 (1,323)
4 共 済 費	763	学校図書館管理システム導入委託料 (1,323) 備品購入費 (675)
13 委 託 料	1,323	2 小学校特別支援教育支援員事業費（臨時分） 2,015 非常勤職員報酬 (2,015)
18 備品購入費	675	3 学校司書配置拡充事業費 5,110 非常勤職員報酬 (4,347) 健康労働保険料 (763)

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	102,099	10,796	112,895	9,405	1,391
1	中学校管理費	54,303	5,474	59,777	地方債 9,300	△3,826
2	教育振興費	47,796	5,322	53,118	その他 105	5,217

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
13 委託料	5,474	1 中学校教室用エアコン整備事業費 工事施工に伴う委託料 その他委託料 調査検討委託料	5,474 (12,474) (△7,000) (△7,000)
1 報酬	1,344	1 中学校振興費 その他委託料	1,251 (846)
11 需用費	799	学校図書館管理システム導入委託料 備品購入費	(846) (405)
12 役員費	860	2 中学校特別支援教育支援員事業費（臨時分） 非常勤職員報酬	1,344 (1,344)
13 委託料	846	3 英語検定チャレンジ事業費 消耗品費	965 (105)
18 備品購入費	1,473	手数料 4 中学校英語用電子黒板・電子教科書導入事業費 教科書及び指導書 備品購入費	(860) 1,762 (694) (1,068)

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	150,833	11,801	162,634		11,801
1	社会教育総務費	64,639	6,684	71,323		6,684
4	少年指導センター費	7,708	3,224	10,932		3,224
9	宮崎兄弟の生家施設管理費	9,999	1,893	11,892		1,893

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	2,320	1 国際交流員招致事業費	4,160
2 給料	791	非常勤職員報酬	(2,320)
3 職員手当等	△338	健康労働保険料	(412)
4 共済費	574	費用弁償	(255)
8 報償費	1,584	消耗品費	(35)
9 旅費	269	保険料	(4)
11 需用費	155	借上料	(539)
12 役務費	115	備品購入費	(335)
13 委託料	80	各種負担金	(260)
14 使用料及び賃借料	539	自治体国際化協会負担金	(72)
18 備品購入費	335	招致旅費負担金	(160)
19 負担金、補助及び交付金	260	J E T 傷害保険負担金	(28)
		2 学校支援地域本部事業費（拡充分）	1,829
		報償金	(1,584)
		普通旅費	(14)
		消耗品費	(120)
		保険料	(111)
		3 いきいき芸術体験教室事業費	80
		その他委託料	(80)
		公演委託料	(80)
		4 社会教育振興費（人件費）	615
		一般職給	(791)
		通勤手当	(△50)
		時間外手当	(54)
		期末勤勉手当	(△342)
		共済組合負担金	(162)
2 給料	2,290	1 少年指導センター費（人件費）	3,224
3 職員手当等	324	一般職給	(2,290)
4 共済費	610	通勤手当	(18)
		期末勤勉手当	(306)
		共済組合負担金	(610)
8 報償費	85	1 宮崎兄弟の生家施設改修費	517
9 旅費	1,156	修繕費	(517)
10 交際費	110	2 宮崎兄弟顕彰事業費	67
11 需用費	534	報償金	(50)
12 役務費	8	消耗品費	(17)
		3 孫文記念館交流事業費	1,309
		報償金	(35)
		普通旅費	(1,156)
		交際費	(110)
		通信運搬費	(8)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	293,553	23,856	317,409		23,856
	1 保健体育総務費	31,277	336	31,613		336
	2 体育施設費	47,461	9,135	56,596		9,135
	3 学校給食費	214,815	14,385	229,200		14,385

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	166	1 夏期巡回ラジオ体操会実施事業費	63
		報償金	(63)
4 共 済 費	107	2 保健体育総務費 (人件費)	273
		時間外手当	(166)
8 報 償 費	63	共済組合負担金	(107)
15 工事請負費	9,135	1 地域体育館施設整備事業費	9,135
		工事請負費	(9,135)
2 給 料	8,434	1 給食センター管理費 (人件費)	14,385
		一般職給	(8,434)
3 職員手当等	3,281	通勤手当	(24)
		期末勤勉手当	(3,257)
4 共 済 費	2,670	共済組合負担金	(2,670)

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	5,846		24,614	4,490	29,104	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	32,820	142,967	
	その他	1,486	244,970	7,080	2,206		254,256	14,817	269,073	
	計	1,506	328,958	25,848	34,211		389,017	52,127	441,144	
補正額	長 等				△ 1,478	38	△ 1,440	△ 121	△ 1,561	
	議 員									
	その他	66	14,816				14,816	1,494	16,310	
	計	66	14,816		△ 1,478	38	13,376	1,373	14,749	
計	長 等	2		18,768	4,368	38	23,174	4,369	27,543	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	32,820	142,967	
	その他	1,552	259,786	7,080	2,206		269,072	16,311	285,383	
	計	1,572	343,774	25,848	32,733	38	402,393	53,500	455,893	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	339 ( 2 )		1,185,545	776,429	1,961,974	366,863	2,328,837	
補正額	△ 3 ( )		△ 6,553	11,085	4,532	10,365	14,897	
計	336 ( 2 )		1,178,992	787,514	1,966,506	377,228	2,343,734	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	34,178		23,148	17,366	1,920	42,032
	補正額	481	383	827	△ 922	72	10,310
	計	34,659	383	23,975	16,444	1,992	52,342
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,776	445,707	21,715	173,586	776,429
	補正額	25	△ 336	△ 245	490		11,085
	計	26	16,440	445,462	22,205	173,586	787,514

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現在高見込額	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,425,360	6,939,868	(110,300) 510,700	143,800	(110,300) 654,500
(1) 土木	1,949,978	1,836,616	(88,900) 443,200	102,000	(88,900) 545,200
(2) 教育	1,526,002	1,508,594	(6,700)	9,300	(6,700) 9,300
(3) 公営住宅	1,247,258	1,224,028	(2,700) 59,500		(2,700) 59,500
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	669,298	644,368		17,500	17,500
(6) その他	2,032,824	1,726,262	(12,000) 8,000	15,000	(12,000) 23,000
2. 災害復旧費	4,338	11,880			
(1) 土木	3,654	11,628			
(2) 農林水産	407	252			
(3) その他	277				
3. 枠外債	1,650				
4. 減税補填債	232,525	191,509			
5. 臨時税収補填債	41,931	21,183			
6. 臨時財政対策債	8,205,267	8,373,126	670,000		670,000
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	6,455	2,179			
合 計	15,917,526	15,539,745	(110,300) 1,180,700	143,800	(110,300) 1,324,500

(注) ( ) 書は繰越明許費で外数



(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(110,300)		(110,300)
819,221		819,221	6,631,347	143,800	6,775,147
			(88,900)		(88,900)
228,621		228,621	2,051,195	102,000	2,153,195
			(6,700)		(6,700)
118,809		118,809	1,389,785	9,300	1,399,085
			(2,700)		(2,700)
126,879		126,879	1,156,649		1,156,649
26,814		26,814	617,554	17,500	635,054
			(12,000)		(12,000)
318,098		318,098	1,416,164	15,000	1,431,164
434		434	11,446		11,446
384		384	11,244		11,244
50		50	202		202
41,896		41,896	149,613		149,613
21,183		21,183			
563,466		563,466	8,479,660		8,479,660
2,179		2,179			
			(110,300)		(110,300)
1,448,379		1,448,379	15,272,066	143,800	15,415,866



平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第1号）

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,710,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		776,954	4,779	781,733
	1 他会計繰入金	676,954	4,779	681,733
歳 入	合 計	8,705,649	4,779	8,710,428

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		106,089	4,779	110,868
	1 総務管理費	89,769	4,779	94,548
歳 出	合 計	8,705,649	4,779	8,710,428

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	776,954	4,779	781,733
歳入合計	8,705,649	4,779	8,710,428

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	106,089	4,779	110,868
歳出合計	8,705,649	4,779	8,710,428





2 歳 入

(款) 9 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	繰入金	776,954	4,779	781,733
1	他会計繰入金	676,954	4,779	681,733
1	一般会計繰入金	676,954	4,779	681,733

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	4,779	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			106,089	4,779	110,868		4,779
	1	総務管理費		89,769	4,779	94,548		4,779
		1	一般管理費	87,401	4,779	92,180		4,779

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	3,013	1 一般管理費	△1,787
		健康労働保険料	(△258)
3 職員手当等	2,182	賃金	(△1,529)
		2 国保会計・人件費	6,566
4 共済費	1,113	一般職給	(3,013)
		扶養手当	(△216)
7 賃金	△1,529	住居手当	(582)
		通勤手当	(26)
		時間外手当	(719)
		期末勤勉手当	(1,101)
		児童手当	(△30)
		共済組合負担金	(1,373)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	11 ( )		32,789	20,241	53,030	10,293	63,323	
補正額	1 ( )		3,013	2,182	5,195	1,371	6,566	
計	12 ( )		35,802	22,423	58,225	11,664	69,889	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	708		912	222	150	5,251
	補正額	△ 216		582	26		719
	計	492		1,494	248	150	5,970
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			12,438	560		20,241
	補正額			1,101	△ 30		2,182
	計			13,539	530		22,423

平成29年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第1号）

平成29年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,112,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,175,485	230	1,175,715
	1 介護保険料	1,175,485	230	1,175,715
4 国庫支出金		1,555,468	406	1,555,874
	2 国庫補助金	492,301	406	492,707
6 県支出金		835,478	203	835,681
	3 県補助金	38,386	203	38,589
9 繰入金		885,030	△601	884,429
	1 一般会計繰入金	885,029	△601	884,428
10 繰越金		1	149	150
	1 繰越金	1	149	150
歳入合計		6,085,932	387	6,086,319

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		154,668	238	154,906
	1 総務管理費	97,615	238	97,853
6 基金積立金		1	149	150
	1 基金積立金	1	149	150
歳 出	合 計	6,085,932	387	6,086,319

第 1 表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	7	8
	1 繰越金	1	7	8
歳 入 合 計		26,364	7	26,371

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		1	7	8
	1 基金積立金	1	7	8
歳 出 合 計		26,364	7	26,371

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(保険事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	1,175,485	230	1,175,715
4 国庫支出金	1,555,468	406	1,555,874
6 県支出金	835,478	203	835,681
9 繰入金	885,030	△601	884,429
10 繰越金	1	149	150
歳入合計	6,085,932	387	6,086,319

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	154,668	238	154,906
6 基金積立金	1	149	150
歳出合計	6,085,932	387	6,086,319

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
406	203		433	△804
				149
406	203		433	△655

2 歳 入

(款) 1 保 険 料  
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	1,175,485	230	1,175,715
1	1 介 護 保 険 料	1,175,485	230	1,175,715
	1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,175,485	230	1,175,715
4	国 庫 支 出 金	1,555,468	406	1,555,874
	2 国 庫 補 助 金	492,301	406	492,707
	10 地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 総 合 以 外 )	48,812	406	49,218
6	県 支 出 金	835,478	203	835,681
	3 県 補 助 金	38,386	203	38,589
	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 総 合 以 外 )	24,406	203	24,609
9	繰 入 金	885,030	△601	884,429
	1 一 般 会 計 繰 入 金	885,029	△601	884,428
	2 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	115,913	△804	115,109
	7 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 ( 総 合 以 外 )	24,407	203	24,610
10	繰 越 金	1	149	150
	1 繰 越 金	1	149	150
	1 繰 越 金	1	149	150

(介護保険特別会計：保険事業勘定)



(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分特別徴収保険料	230	1 現年度分特別徴収保険料	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	406	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	203	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 職員給与費等繰入金	△804	1 職員給与費等繰入金	
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	203	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	
1 繰越金	149	1 繰越金	

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			154,668	238	154,906	1,042	△804
	1	総務管理費		97,615	238	97,853	1,042	△804
		1	一般管理費	97,490	238	97,728	国庫補助金 406 県支出金 203 その他 433	△804

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△1,192	1 介護保険特別会計（人件費）	△804
		一般職給	(△1,192)
3 職員手当等	1,158	扶養手当	(160)
		住居手当	(△57)
4 共 済 費	272	通勤手当	(161)
		時間外手当	(138)
		期末勤勉手当	(△347)
		児童手当	(300)
		共済組合負担金	(35)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
		2 地域包括支援センター（人件費）	1,042
		扶養手当	(48)
		通勤手当	(△50)
		時間外手当	(629)
		期末勤勉手当	(116)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(240)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

(款) 6 基金積立金  
 (項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 基金積立金	1	149	150		149
1 基金積立金	1	149	150		149
1 基金積立金	1	149	150		149

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	149	1 介護給付費準備基金等積立金 積立金 介護給付費準備基金積立金	149 (149) (149)



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	7	8
歳入合計	26,364	7	26,371

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金	1	7	8
歳出合計	26,364	7	26,371



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				7
				7

2 歳 入

(款) 3 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰越金	1	7	8
1	繰越金	1	7	8
1	繰越金	1	7	8

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	7	1 繰越金

3 歳 出

(款) 5 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	1	7	8		7
1 基金積立金	1	7	8		7
1 基金積立金	1	7	8		7

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	7	1 荒尾市介護サービス事業基金積立金 積立金 介護サービス事業基金積立金	7 (7) (7)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	15 ( )		49,069	26,339	75,408	15,101	90,509	
補正額	( )		△ 1,192	1,158	△ 34	272	238	
計	15 ( )		47,877	27,497	75,374	15,373	90,747	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	1,440		1,875	894	6	1,440
	補正額	208		△ 57	111		767
	計	1,648		1,818	1,005	6	2,207
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額		516	18,788	1,380		26,339
	補正額			△ 231	360		1,158
	計		516	18,557	1,740		27,497

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第1号）

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ756,  
477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補  
正」による。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		237,597	△1,072	236,525
	1 一般会計繰入金	237,597	△1,072	236,525
6 諸収入		25,572	1,652	27,224
	5 雑入	6,010	1,652	7,662
歳入合計		755,897	580	756,477

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		44,738	580	45,318
	1 総務管理費	40,645	580	41,225
歳 出	合 計	755,897	580	756,477

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	237,597	△1,072	236,525
6 諸収入	25,572	1,652	27,224
歳入合計	755,897	580	756,477

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	44,738	580	45,318
歳出合計	755,897	580	756,477

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				580
				580

2 歳 入

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	237,597	△1,072	236,525
1	一般会計繰入金	237,597	△1,072	236,525
1	1 事務費繰入金	38,974	△1,072	37,902
6	諸収入	25,572	1,652	27,224
5	雑収入	6,010	1,652	7,662
3	3 雑収入	6,009	1,652	7,661

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	△1,072	1 事務費繰入金
1 雑入	1,652	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			44,738	580	45,318		580
	1	総務管理費		40,645	580	41,225		580
		1	一般管理費	40,645	580	41,225		580

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	415	1 一般管理費（健康生活課人件費）	580
		一般職給	(415)
3 職員手当等	84	扶養手当	(△186)
		住居手当	(△264)
4 共 済 費	81	通勤手当	(227)
		期末勤勉手当	(307)
		共済組合負担金	(82)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ( )		18,088	10,476	28,564	5,808	34,372	
補正額	( )		415	84	499	81	580	
計	5 ( )		18,503	10,560	29,063	5,889	34,952	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	564		588	123	3	1,822
	補正額	△ 186		△ 264	227		
	計	378		324	350	3	1,822
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			6,956	420		10,476
	補正額			307			84
	計			7,263	420		10,560

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理  
事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 162千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 542, 822  
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補  
正」による。

平成29年6月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		162,910	6,162	169,072
	1 他会計繰入金	162,910	6,162	169,072
歳入	合計	536,660	6,162	542,822

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		74,041	6,162	80,203
	1 総務管理費	74,041	6,162	80,203
歳 出	合 計	536,660	6,162	542,822

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	162,910	6,162	169,072
歳入合計	536,660	6,162	542,822

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	74,041	6,162	80,203
歳出合計	536,660	6,162	542,822



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				6,162
				6,162

2 歳 入

(款) 5 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	162,910	6,162	169,072
1	他会計繰入金	162,910	6,162	169,072
1	一般会計繰入金	162,910	6,162	169,072

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	6,162	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			74,041	6,162	80,203		6,162
	1	総務管理費		74,041	6,162	80,203		6,162
		1	一般管理費	74,041	6,162	80,203		6,162

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	3,106	1 南新地特別会計・人件費	6,162
		一般職給	(3,106)
3 職員手当等	1,886	扶養手当	(120)
		住居手当	(312)
4 共 済 費	1,170	通勤手当	(213)
		期末勤勉手当	(1,241)
		共済組合負担金	(1,170)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	3 ( )		9,982	6,057	16,039	3,105	19,144	
補正額	1 ( )		3,106	1,886	4,992	1,170	6,162	
計	4 ( )		13,088	7,943	21,031	4,275	25,306	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	504		561	24		544
	補正額	120		312	213		
	計	624		873	237		544
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			3,894	530		6,057
	補正額			1,241			1,886
	計			5,135	530		7,943

平成 2 9 年度荒尾市病院事業会計補正予算  
(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 2 9 年度荒尾市病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 9 年度荒尾市病院事業会計予算第 4 条本文括弧書中「2 5 7, 8 5 3 千円」を「2 6 5, 0 5 3 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	858,331 千円	7,200 千円	865,531 千円
第 3 項 医学生奨学資金貸付金	14,400 千円	7,200 千円	21,600 千円

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦





平成29年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			858,331	7,200	865,531	
	3 医学生奨学資金貸付金		14,400	7,200	21,600	
		1 医学生奨学資金貸付金	14,400	7,200	21,600	医学生奨学資金貸付対象者の増加
支 出 合 計			858,331	7,200	865,531	

# 平成29年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

## 1 医療活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	115,631
減価償却費	240,400
資産減耗費	10,000
職員確保経費	1,601
貸倒引当金の増減額	523
退職給付引当金の増減額	37,017
賞与引当金の増減額	15,981
修繕引当金の増減額	△ 20,000
長期前受金戻入額	△ 14,000
未収金の増減額	57,516
未払金の増減額	△ 38,861
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 33,530
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 400
支払利息及び企業債取扱諸費	14,000
小計	385,878
利息及び配当金の受取額	400
利息の支払額	△ 14,000
計	372,278

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 605,126
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 29,400
長期貸付金返済による収入	0
長期前受金等収入	0
資本費繰入収益	33,530
計	△ 595,606

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	700,000
一時借入金の返済による支出	△ 900,000
企業債借入れによる収入	561,000
企業債償還による支出	△ 230,713
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	34,086
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	164,373

当期資金増減額	△ 58,955
期首資金残高	421,437
期末資金残高	362,482

# 平成29年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(平成30年 3月31日)

(単位:千円)

## 資 産 の 部

### 1 固 定 資 産

#### (1) 有形固定資産

イ 土 地 94,646

ロ 建 物 3,971,236

減価償却累計額 △ 2,976,912 994,324

ハ 構 築 物 124,377

減価償却累計額 △ 108,416 15,961

ニ 器 械 備 品 2,945,152

減価償却累計額 △ 2,035,951 909,201

ホ 車 両 4,242

減価償却累計額 △ 4,030 212

ヘ 樹 木 2,235

ト 建設仮勘定 215,126

チ その他有形固定資産 0

減価償却累計額 0 0

有形固定資産合計 2,231,705

#### (2) 無形固定資産

イ 施設利用権 73

ロ 電話加入権 2,037

無形固定資産合計 2,110

#### (3) 投 資

イ 投資有価証券 0

ロ 長期貸付金 132,949

投資合計 132,949

固定資産合計 2,366,764

## 2 流動資産

(1) 現金預金	362,482	
(2) 未収金	1,053,517	
(3) 貸倒引当金	△ 4,000	
(4) 貯蔵品	619	
(5) その他流動資産	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>1,412,618</u>
資産合計		<u><u>3,779,382</u></u>

## 負債の部

### 3 固定負債

#### (1) 企業債

イ 建設に要する企業債

926,193

ロ その他企業債

0

企業債 合計

926,193

#### (2) 引当金

1,241,098

#### (3) 他会計借入金

0

固定負債合計

2,167,291

### 4 流動負債

#### (1) 一時借入金

250,000

#### (2) 未払金

522,248

#### (3) その他流動負債

27,651

#### (4) 未払消費税

2,379

#### (5) 企業債

イ 建設に関する企業債

279,158

ロ その他企業債

0

企業債 合計

279,158

#### (6) 引当金

209,317

#### (7) 他会計借入金

0

流動負債合計

1,290,753

### 5 繰延収益

#### (1) 長期前受金

116,741

#### (2) 収益化累計額

△ 67,350

繰延収益合計

49,391

負債合計

3,507,435

## 資 本 の 部

### 6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,451,992</u>	
資本金合計		1,451,992

### 7 剰 余 金

#### (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	33,376	
ロ 補助金	7,019	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 寄附金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		40,395

#### (2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金	<u>1,220,440</u>	
欠損金合計		<u>1,220,440</u>
剰余金合計		<u>△ 1,180,045</u>
資本合計		<u>271,947</u>
負債資本合計		<u><u>3,779,382</u></u>